

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までのうちの約4年11か月間、ダム建設工事現場やトンネル建設工事現場において坑夫として粉じん作業に従事していたが、A県A市に所在したB会社が施工するA県C郡所在のDダム放水路工事の下請事業場であるE土建を最終粉じん事業場として離職した後、農業に従事していた。

その後、咳や痰がひどくなったため、平成〇年〇月〇日からF病院、その後、Gクリニック、さらにH医院において療養していたが、平成〇年〇月〇日、I病院で死亡した。死亡診断書には、直接死因として、「脳幹梗塞」と記載されている。

なお、被災者は、平成〇年〇月〇日、労働基準局長からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、F(+)、続発性気管支炎、要療養」との決定を受けている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡は痰を詰まらせたことによるものであり、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係がある旨主張しているので、この点につき検討する。

(2) まず、じん肺健康診断結果などを基に、被災者のじん肺の状態について検討したところ、①じん肺の病像には、管理区分決定時から死亡直前までじん肺陰影の増強はほとんどなく、PR2を超えない軽度の変化で推移している、②肺機能の状態については、管理区分決定時から平成〇年〇月〇日までは検査値の変動が大きく、著しい肺機能障害が認められたこともあったが、平成〇年以降最終の診断書(平成〇年〇月)まではほぼ正常域の検査値で推移している、③続発性気管支炎については、痰の性状はほとんどP1のままであり、痰の量はじん肺管理区分決定後平成〇年頃までは多かったものの、その後は減少し、平成〇年前後のような大量の喀痰排出は認められていない。

したがって、被災者のじん肺の病像は管理区分決定時と比較して増悪することなく推移し、肺機能の状態も生命に直接影響を与えるような状態ではなく、続発性気管支炎も抗生剤を投与する対症療法により重篤化することなく経過していたものと判断するのが相当である。

(3) 次に、被災者の脳幹梗塞の状況について検討する。

J医師は、意見書において、要旨、被災者は平成〇年〇月〇日に脳幹梗塞を

悪化させたが、この時点で脳幹の機能はかなり障害されており、かろうじて呼吸する能力が残っていた程度であり、同年〇月〇日の急変時も呼吸障害が強く出ており脳幹梗塞が悪化して延髄にまで梗塞が広がったため死に至ったと判断したとしている。また、K医師も、意見書において、要旨、直接死因は脳幹梗塞であると考えられ、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係があったとは認められないとの意見を述べている。

(4) 以上から、被災者の死因は「脳幹梗塞」であり、じん肺ないし続発性気管支炎が相対的に有力な原因となったものとは認め難いと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。